

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年7月8日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 7件

国民年金関係 4件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600003号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600072号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成18年7月20日は12万1,000円、同年12月20日は12万7,000円及び平成19年7月19日は10万5,000円に訂正することが必要である。

平成18年7月20日、同年12月20日及び平成19年7月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年7月20日、同年12月20日及び平成19年7月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年7月20日
② 平成18年12月20日
③ 平成19年7月19日

A社に係る年金記録の確認文書が年金事務所から届いたので、年金記録を年金事務所に照会したところ、請求期間①、②及び③の各期間に同社から支給された賞与に係る年金記録が無いことが分かった。資料は無いが、調査の上、請求期間①、②及び③の各期間の賞与に係る年金記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

B銀行から提出された請求者に係る取引明細表、A社の事業主の陳述並びに同社の元同僚の各請求期間に係る賞与支払明細書及び給与台帳から判断すると、請求者は、請求期間①、②及び③において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の取引明細表及び賞与支払明細書等における社会保険料等の控除状況から算出される賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は12万1,000円、請求期間②は12万7,000円及び請求期間③は10万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③の各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600018号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600073号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和48年12月31日から昭和49年1月1日に訂正し、昭和48年12月の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

昭和48年12月31日から昭和49年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和48年12月31日から昭和49年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年12月31日から昭和49年1月1日まで

A社における同僚の厚生年金保険被保険者記録を訂正する旨のお知らせ文書が年金事務所から届いたことにより、請求期間の被保険者記録が無いことが分かった。

厚生年金保険の記録では、A社の本社から同社C支社に転籍したようになっているが、勤務地及び業務内容等は変わっておらず、同社C支社において継続して勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の陳述から、請求者は、請求期間において、A社に在籍し、同社C支社に継続して勤務していたことが認められる。

また、請求期間の前後において、A社C支社に勤務していたとする複数の元同僚は、「請求期間の前後において、自身も請求者も、A社C支社に継続して勤務しており、勤務地及び業務内容等に変化は無かった。」旨陳述している。

さらに、請求期間当時、A社の本社において社会保険事務を担当していたとする者は、「請求期間頃、A社では、給与計算及び社会保険事務は各地の支社ではなく本社で一括して行っていたが、C支社の従業員について、社会保険の適用事業所を本社からC支社に変更する際に届出内容を誤ったと思う。」とした上で、「事務担当者として、C支社の従業員について請求期間の記録が無いとの問い合わせを受けた際に、当該従業員のうちの一人が所持していた請求期間の前後の月の給与明細書を見たことがあり、厚生年金保険料が継続して控除されていたことを記憶している。請求期間の記録が無い請求者についても、当社に在籍している限り、毎月の給与から厚生年金保険料を控除していたので、請求期間においても厚生年金保険料を控除していたはずである。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社における昭和48年11月の厚生年金保険の記録から8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失年月日を昭和49年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを昭和48年12月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は請求者に係る同年12月の厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500924号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600074号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和52年10月8日、喪失年月日を同年11月21日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

昭和52年10月8日から同年11月21日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年6月11日から昭和54年1月12日まで
② 昭和61年9月1日から昭和62年9月20日まで

請求期間①は、B商品の販売会社のC業務担当者として、D市の地下街「E」に所在したF業種店等で、B商品の販売業務に従事し、請求期間②は、G社でプラスチック製品の組立てに従事したが、厚生年金保険の記録では、これらの期間に係る記録が無い。

請求期間①及び②について、厚生年金保険被保険者記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、昭和52年10月8日から同年11月21日までの期間については、請求者のH厚生年金基金の加入記録であるとして、企業年金連合会から提出された「中脱記録照会(回答)」により、請求者が、当該期間において厚生年金基金の加入員であることが認められる。

また、前述の「中脱記録照会(回答)」には事業所名が記載されておらず、企業年金連合会は事業所名について不明と回答しているものの、A社又はI社における厚生年金保険被保険者記録が有る複数の者が、「D市の地下街『E』は、A社の販売エリアであった。」旨陳述していることから、請求者が当時に所属していた事業所は、A社であると考えられる。

さらに、請求期間①当時、I社のJ部署に所属していたとする者は、当時の厚生年金保険の届書について、「社会保険事務所宛てと厚生年金基金宛てが一体となった複写式の届書を使用していた。届書はH厚生年金基金から送られてきたものを使用していたので、A社もそれに準じていたはずである。」旨陳述していることから、A社は、請求期間①当時、社会保険事務所宛てと厚生年金基金宛てが一体となった複写式の届書を用いて、厚生年金保険の資格に係る届出を行っていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、請求期間①のうち、昭和52年10月8日から同年11月21日までの期間については、請求者がA社に勤務しており、同社が社会保険事務所(当時)に対して、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年10月8日、また、当該資格の喪失年月日を同年11月21日とする旨の届出を行ったことが認められる。

また、昭和52年10月の標準報酬月額については、前述のH厚生年金基金の加入記録から、

9万8,000円とすることが妥当である。

一方、請求期間①のうち、昭和52年6月11日から同年10月8日までの期間及び同年11月21日から昭和54年1月12日までの期間については、A社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成16年に解散しており、解散時の事業主及び請求期間当時の事業主は、死亡又は所在不明である上、同社の後継事業所であるK社は、請求者の勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況等について、いずれも不明である旨回答している。

また、オンライン記録において、事業所名に「B商品」が含まれるD市内の請求期間当時の厚生年金保険適用事業所（A社、L社及びI社）のいずれかに被保険者記録が有る複数の者に照会したが、請求者を記憶する者はいなかった。

さらに、請求期間①当時の「E」のフロアガイドにおいて「F業種」に分類されている8事業所のうち、連絡先の判明した4事業所に照会したが、当該4事業所の事業主又は担当者はいずれも、請求者を知らない旨回答又は陳述をしており、請求期間①のうち、昭和52年6月11日から同年10月8日までの期間及び同年11月21日から昭和54年1月12日までの期間に係る請求者の勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

このほか、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①のうち、昭和52年6月11日から同年10月8日までの期間及び同年11月21日から昭和54年1月12日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者は、「G社では、プラスチック製品の組立てに従事した。当時、事業主には小学生くらいの双子がいた。」旨陳述しているところ、G社の元事業主も、同社の事業内容及び自身の家族について同様の陳述をしていることから、期間を特定できないものの、請求者が、請求期間②の頃に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、年金事務所が保管する事業所名簿によると、G社が厚生年金保険の適用事業所となった時期は請求期間②より後の昭和63年5月1日であり、請求期間②当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、同社の履歴事項全部証明書によると、同社は平成27年に解散している上、同社の元事業主は、「請求期間②当時の資料を保管しておらず、請求者のことは記憶していない。」旨陳述していることから、請求者の請求期間②における具体的な勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況等について、事業所及び事業主に確認することができない。

また、G社における厚生年金保険被保険者記録が有る複数の者及び請求者が氏名を挙げた元同僚に照会したが、請求者が同社に勤務していたことを記憶する者はおらず、請求者の請求期間②における具体的な勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況等について、これらの者に確認することができない。

さらに、請求者が氏名を挙げた前述の元同僚は、G社における厚生年金保険の記録が無く、「G社は、社長夫婦、社員と思われる男性1人及びパートが3人から4人程度の小さい工場であった。また、私自身がパートであり、厚生年金保険に加入していないことを承知している。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501086号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600075号

第1 結論

請求者のA社B支店における平成10年8月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成10年8月及び同年9月の標準報酬月額については、47万円から53万円とする。

平成10年8月及び同年9月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成10年8月及び同年9月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年8月1日から同年10月1日まで

C厚生年金基金からの連絡により、A社B支店における請求期間の標準報酬月額は、国(厚生労働省)の記録では47万円であるところ、同厚生年金基金の記録では53万円になっていることが分かった。

また、請求期間について、給与支払明細書では、標準報酬月額53万円に基づく厚生年金保険料が控除されているので、当該期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与支払明細書、平成10年分給与所得の源泉徴収票及び平成11年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書により、請求者は、請求期間について、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成9年5月、同年6月及び同年7月の報酬月額の平均額に見合う標準報酬月額(53万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の記録が、C厚生年金基金では53万円と記録されている一方、A社B支店が請求期間当時加入していたD健康保険組合(現在は、E健康保険組合)では47万円と記録されており、双方の記録が相違しているところ、事業主は、社会保険事務所(当時)に対し、請求者の当該期間に係る報酬月額について、どのような届出を行ったか、また、いくら標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を納付したかについて、いずれも不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501072号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600028号

第1 結論

昭和53年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年1月から同年3月まで

国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、当時、年金受給者であった父が行ってくれたが、父は既に亡くなっているため具体的なことは分からない。

しかし、請求期間に係る国民年金保険料は、A銀行B支店の父名義の預金口座から自動引き落としされていたので、未納になっているはずはない。当該預金口座は、自営していた店で使用していたもので、残高不足になることは考えられないので、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者に係る請求期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっている。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金保険料は、A銀行B支店の父名義の預金口座から口座振替により納付していたと陳述しているところ、当該預金口座について、同銀行は、「請求期間当時の預金取引明細は、全て廃棄処分済みである。」と回答していることから、請求期間当時、請求者の国民年金保険料が口座振替により納付されていたか否か確認することができない。

また、請求者は、「請求期間当時、両親及び元妻と同居していたが、母と元妻が国民年金に加入していたかどうか分からない。もし、二人が加入していたとしたら、国民年金保険料は、私と同じように父の預金口座から自動引き落としされていたと思う。」旨陳述しているところ、請求者の母及び元妻の国民年金保険料の納付について、当該二人から陳述を得ることはできない上、請求者及びその元妻の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)の記録のほか、オンライン記録における請求者の母の年金記録から、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたと判断できるような事情は見当たらなかった。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求者の父は既に死亡していることから、当該期間当時の状況を確認することができない上、請求者の父が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501012号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600029号

第1 結論

昭和51年11月から昭和54年3月までの請求期間及び同年4月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年11月から昭和54年3月まで
② 昭和54年4月から昭和55年3月まで

私が20歳になった昭和51年*月頃、A県B市役所(現在は、C市)又は社会保険事務所(当時)から国民年金の加入を勧めるはがきが届いたので、将来のために国民年金に加入することを決め、母に同市役所で国民年金の加入手続を行ってもらった。

請求期間①及び②の国民年金保険料は、母が、自宅に集金に来る婦人会の方に、両親の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。また、加入当初は3か月に一度、一人当たり9,000円から1万円ぐらいの国民年金保険料を集金人に納付しており、私もそれを何度か見たことがある。

請求期間①は未納期間、請求期間②は申請免除期間とされていることは納得できず、近くに住んでいる知人が、請求期間当時の国民年金保険料に関する証言をしてくれるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「20歳になった昭和51年*月頃、母に国民年金の加入手続を行ってもらった。」と陳述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和52年1月19日にB市において払い出されており、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日及び同市の国民年金被保険者名簿に記載された請求者に係る年金手帳の交付日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、昭和51年12月頃に行われたことが推認され、請求期間①及び②の国民年金保険料は現年度納付が可能である。

しかしながら、請求期間①及び②の国民年金保険料について、請求者は、「母が、両親の分と併せて3人分を一緒に納付した。」旨陳述しているところ、請求者の父母に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、当該期間は国民年金保険料の申請免除期間となっており、請求者の陳述と符合しない。

また、C市から提出のあったB市の国民年金保険料整理簿において、昭和51年度から昭和53年度までの未納保険料綴の「各納付期分」欄を見ると、請求期間①の国民年金保険料が納付された表示は無く、請求者に係る同市の国民年金被保険者名簿の検認記録欄を見ても、請求期間①は国民年金保険料の未納を示す空白である上、請求期間②は国民年金保険料の申請免除期間となっており、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、B市の国民年金被保険者名簿によると、請求者及びその父母は、請求期間②直後の昭和55年4月から国民年金保険料が納付済みと記録されているところ、i) 請求者の父母は、

同年6月30日に特例納付（第3回特例納付制度）を行っていること、ii）請求者及びその父母に係る同年4月から同年6月までの国民年金保険料が同年8月8日に納付され、以降の国民年金保険料が3か月ごとの期別に納付されていることなどから、請求者及びその父母が定期的な国民年金保険料の納付を開始したのは、昭和55年8月であったものと考えられる。

加えて、請求者は、請求者の母が、国民年金保険料を集金人に納付していたのを何度か見たことがあると陳述しているものの、請求者は請求期間①及び②の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする請求者の母からは、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることはできない。

また、請求者は、近くに住んでいる知人が、請求期間当時の国民年金保険料に関する証言を行ってくれと陳述していることから、同人に事情聴取を行ったものの、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを直接裏付ける証言は得られなかった。

このほか、請求者の母が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501022号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600030号

第1 結論

昭和58年4月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月から昭和61年3月まで

私は、結婚後、国民年金には加入していなかったが、義理の母や私の夫の友人に勧められ、昭和50年に国民年金に任意加入し、昭和61年に第3号被保険者制度が始まるまで、継続して国民年金保険料を納付していた。

請求期間は国民年金の資格を喪失している未加入期間とされているが、途中で資格を喪失する理由は無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和50年に国民年金に任意加入して以降、昭和61年3月まで引き続き国民年金保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、請求者に係る昭和50年4月から昭和58年3月までの96か月間において、国民年金保険料を納付済みである。

しかしながら、請求者に係るA県B市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和50年2月17日に国民年金任意加入被保険者資格を取得後、昭和58年4月7日に同資格を喪失し、昭和61年4月1日に国民年金第3号被保険者として資格取得している記載が確認でき、このことは請求者の主張と符合しない。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)を見ても、B市の国民年金被保険者名簿の資格記録と一致する。この場合、請求期間は、国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501065号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600031号

第1 結論

昭和42年7月から昭和49年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年7月から昭和49年3月まで

国民年金の加入手続について、私が20歳になったときに、婦人会に勧められ、母が婦人会を通して行ってくれたと思う。現在、最初に受け取った年金手帳は手元に無いが、妹と同じ日に、母から薄茶色の年金手帳を受け取ったと記憶している。

加入後の国民年金保険料については、母が、自宅に来る婦人会の集金人に納付してくれていたが、領収証書は無く、白い紙に判子を押したものを受け取っていた。

請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になったときに、請求者の母が、国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は婦人会の集金人に納付してくれていた旨陳述している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和49年10月11日にA県B市において請求者の妹と連番で払い出されており、同番号前後の国民年金被保険者の資格取得日及び納付開始時期から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、同年7月から同年10月までの間に行われたものと推認され、このことは請求者の陳述と符合しない。

また、前述の国民年金加入手続の時期(昭和49年7月から同年10月までの間)において、請求期間のうち、大部分の期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、一部の期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、請求者から、請求期間の国民年金保険料を過年度納付した旨の陳述は無い。

さらに、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名で氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、B市における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の母は既に亡くなっていることから、当該期間当時の事情について確認することができない上、請求者の母が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600016号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600071号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年3月31日から同年4月1日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、請求期間について被保険者記録が無い。

昭和60年3月31日にA社を退職したので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録では、請求者のA社に係る離職日は、昭和60年3月31日となっている。

しかしながら、B社から提出された請求者に係る人事記録では、請求者の退職日は、昭和60年3月30日となっている上、同社は、「基本的に人事記録が間違っているということは考えにくい。請求期間当時の資料は人事記録のみであり、請求期間に係る厚生年金保険料控除の有無等を確認できる資料は、保存期限経過のため残存していないが、退職日が昭和60年3月30日であることから、請求期間に係る厚生年金保険料は、給与から控除していないと思われる。」旨回答している。

また、企業年金連合会年金サービスセンターから提出された請求者に係るC厚生年金基金の中脱記録照会(回答)によると、請求者の当該基金に係る脱退日は昭和60年3月31日であり、当該脱退日は、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600002号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600076号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月1日から昭和57年1月1日まで

A社に正社員として昭和54年4月1日に入社し、昭和56年12月31日まで経理事務員及び秘書として勤務したが、当該期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。同じ日に営業事務員として入社した同僚には被保険者記録が有るのに、私に被保険者記録が無いのは、国(厚生労働省)の記録管理に不備があるからである。

請求期間は、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時のA社の事業主、事務担当者及び複数の元従業員の回答から、請求者が、請求期間のうち、昭和54年4月1日から昭和56年4月頃まで、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、商業登記の記録によると、A社は、既に解散している上、請求期間当時の事業主及び解散時の事業主はいずれも、「請求期間当時の資料は保管していない。請求期間当時の状況は不明である。」旨回答しており、請求者の請求期間における厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和56年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間のうち、同日以降は適用事業所ではない。

さらに、オンライン記録及びA社の元従業員の陳述によると、各自が記憶する自身の勤務期間と、同社における各自の厚生年金保険加入期間とが相違する者が複数いるところ、各自の厚生年金保険加入記録が見当たらない期間において、各自の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認又は推認できる資料及び陳述は得られない。

加えて、A社における厚生年金保険被保険者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険の整理番号は連続しており、同番号について欠番も見当たらないことから、請求期間に係る請求者の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600004号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600077号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年12月31日から昭和61年6月1日まで

昭和60年4月頃からB社にアルバイトとして勤務し、その後、同社からA社に出向し、同年12月1日から同社で厚生年金保険に加入した。同社には6か月から9か月程度勤務し、昭和61年6月1日に出向元のB社に戻った。

しかし、A社における厚生年金保険の被保険者記録については、昭和60年12月1日から同年12月31日までの僅か1か月となっているので、請求期間について、厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者が出向先とするA社は、平成4年6月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、同社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成14年12月に解散している上、請求期間当時の同社の事業主に照会を行ったが回答は無いことから、同社における請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、出向先の事業所及び事業主に確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険適用事業所名簿において、請求期間に被保険者記録が有る者は3人おり、全員から回答を得たが、請求者を記憶する者はいなかった。

さらに、請求者が出向元とするB社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は既に破産している上、請求期間当時の同社の事業主は、「請求者がA社に勤務していたことは記憶にあるが、請求期間当時の資料を保存しておらず、同社における請求者の勤務期間、請求者が同社において厚生年金保険に加入した経緯等は覚えていない。」旨陳述しており、A社における請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、出向元の事業所及び事業主に確認することができない。

加えて、請求期間又はその前後にB社における厚生年金保険の被保険者記録が有る複数の者は、「請求者がA社に勤務していたことは覚えているが、請求者の勤務期間や勤務形態は覚えておらず、請求者がB社に戻った時期も分からない。」旨陳述しており、A社における請求者の請求期間に係る勤務実態等について、これらの者に確認することもできない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。